平成31年度地域若者サポートステーション事業に係る評価項目及び評価基準

１　選考基準

　　別紙により、各委員が評価項目に評価点を記載する。

２　決定方法について

（１）入札参加希望者から入札された価格及び技術等をもって、次の要件に該当する者のうち３に定める総合評価の方法によって得られた数値の最も高い者を落札者とする。

　　ア　入札額が、予定価格の制限の範囲内であること。

　　イ　入札に係る技術等が入札の公告（これらに係る入札説明書を含む。以下同じ。）において明らかにした技術等の要求要件（以下「技術的要件」という。）のうち必須とされた項目の最低限の要求要件をすべて満たしていること。

（２）　前項の数値が最も高い者が２者以上ある場合は、当該入札者にくじを引かせて落札者を定めるものとする。

３　総合評価の方法

（１）入札価格及び技術等に対する総合評価の得点配分の割合は、次の規定するところによるものとする。

　【得点配分】

　　総得点：４５０点

　　価格点：１５０点

　　技術点：３００点　価格と同等に評価できない項目１５０点（評価項目※１）

　　　　　　　　　　　価格と同等に評価できる項目　１５０点（評価項目※２）

（２）入札価格の評価方法については、入札価格を予定価格で除して得た値を１から減じた値に１５０点を掛けて得た値とする。

　　　計算式：（１－入札価格／予定価格）×１５０

（３）技術点の評価方法については、次のとおりとする。

　　ア　評価の対象とする技術的要件については、当該調達の目的及び内容に応じ、事務、事業上の必要性等の観点から評価項目を設定し、これを必須とする項目とそれ以外の項目とに区分する。

　　イ　必須とする項目については、項目ごとに最低限の要求要件を示し、要件を充足している場合には配分された点数を与え、充足していない場合は０点となる。

なお、１つでも要件を充足できないとみなされ、０点となった項目がある場合は、その応札者は不合格となる。

　　ウ　必須とする項目以外の項目については、項目ごとに評価に応じ得点を与える。

　　エ　各評価項目に対する得点配分は、その必要度重要度に応じて定める。

　　オ　創造性又は新規性等の価格と同等に評価できない項目の内容の履行を確保する観点から、価格と同等に評価できる項目についての評価を行うものとする。

　　カ　複数の評価者が評価を行うため、各評価者の評価結果（点数）を合計し、それを平均して技術点を算出する。ただし、別紙「評価基準」に記載される評価項目のうち必須とされた各項目について、各委員が１名でも０点とした場合は、技術点の算出を行わない。

（４）価格及び技術等に係る総合評価は、入札者の入札価格の得点に当該入札者の申込みに係る技術等の各評価項目の得点の合計を加えて得た数値をもって行う。